

9月11日 / 中越沖地震に対する政府要望事項

中越沖地震に対する救援・復旧にご尽力いただき、感謝申し上げます。

中越沖地震の被災地は、3年前の中越大震災でも大きな被害を受け、再建の途上で再び被災しました。液状化などによる宅地地盤と住宅の被害はきわめて深刻であり、市街地中心部と商店街の被害も甚大です。社会的立場のよわい高齢者や要援護者が、多数被災しています。さらに東京電力柏崎刈羽原子力発電所を直撃し、地震による原発被害が現実のものとなりました。

中越沖地震の特徴と被災地現地の現状をふまえ、下記の事項を要望いたします。被災者救援と復旧・復興への特段のご尽力をお願いいたします。

記

1. 中越大震災につづき被災した世帯に対して

- (1)中越大震災に被災し今回も被災した世帯に対し、「一部損壊」であっても「半壊」あるいは「大規模半壊」とみなして各種支援制度が活用できるようにしていただきたい。
(内閣府)
- (2)二重、三重の住宅ローンの元金をゼロもしくは大幅減額の措置を講じていただきたい。
(国土交通省)
- (3)中越大震災に際して借り入れた「生活福祉資金」は返済免除とし、新たな借り入れができるようにしていただきたい。(厚生労働省)

2. 被害認定、災害救助法、公営住宅の建設等について

(1)被害認定について(内閣府)

宅地地盤の被害により住宅本体も含めて大規模改修が必要なのに、「一部損壊」などの被害認定に批判や再調査申請があいついでいます。宅地地盤の被害とその復旧もふくめ、実態にみあった被害認定としていただきたい。

公的支援の多くが「半壊」以上になっていることを勘案し、被害認定にあたっては被災者救済の立場から柔軟に対応していただきたい。

震災による住宅被害が、降雨や積雪により拡大した場合、被害実態にふさわしく被災者支援の道がひらかれるよう制度運用を柔軟にしたい。

(2)「仮設住宅」について(厚生労働省)

罹災証明書の発行が遅れ再調査の申請が多数に及んでいる等の実態にかんがみ、「仮設住宅」への入居基準を機械的に「半壊」以上とせず、希望者の入居を柔軟に認めていただきたい。

「仮設住宅」入り口に、ひさしと左右の風よけを設置いただきました。しかし、冬季間の風雪のつよさにかんがみ、「入り口正面にも風よけを」というのが入居者の最大の願いです。ぜひ設置していただきたい。

(3) 「応急修理」について（厚生労働省）

特別基準によって支援額を引き上げ、所得制限を大幅に緩和していただきたい。り災証明書の発行の遅れ等にかんがみ、被災地の実態にみあって災害救助法の期間延長をはかっていただきたい。

「応急修理」制度についての周知徹底がきわめて不十分です。「応急修理」の支援制度について知らずに「応急仮設住宅」に入居した被災者や、避難勧告などの外的要因でやむをえず仮設住宅に入居せざるをえない世帯に対し、「応急修理」支援も受けられるようにしていただきたい。

(4) り災者のための公営住宅の建設について（国土交通省）

高齢者世帯の被災者が多いことから、公営住宅（災害住宅）の建設にあたっては、住み慣れた地域で生活ができるよう特段の配慮をしていただきたい。

とくに農村地域では、集落コミュニティを維持し景観を考慮して、それぞれの被災地域に木造1戸建ての公営住宅の建設などを推奨されたい。

(5) 子どもの自転車での転倒、やけど、仕事上の負傷など、地震を直接の原因とするケガ等に対し、民間保険の給付や労働災害などの対象外となる事例が生まれています。公的制度を弾力的に運用して救済するとともに、少なくとも医療費の一部負担金を免除・減額していただきたい。（公営労働省）

(6) 一般災害ゴミや解体住家の収集、運搬、最終処分費用について、補助率のかさ上げ等を行い、市町村負担を大幅に軽減していただきたい。市町村独自の支援策に対する財政支援を行っていただきたい。（環境省）

(7) 上越市に対し激甚災害の指定をしていただきたい。（内閣府）

(8) 国道8号バイパスの田塚・茨目の用地買収を、被災者の希望に応じて前倒しで実施していただきたい。その際の補償費は、住宅を移転・新築するのに十分なものにしていただきたい。

3. 「被災者生活再建支援法」の改善・充実について（内閣府）

(1) 支給対象を住宅本体の再建、補修費に拡大していただきたい。支給限度額を500万円とし、収入制限を撤廃し、対象世帯を半壊、一部損壊まで拡大していただきたい。

(2) 支援対象を、工場や店舗、事業所などの被害を受けた自営業者、小規模法人まで拡大

していただきたい。

(3)住宅の解体撤去費は、資力のない世帯の倒壊した家屋を速やかに撤去できるよう、同じ宅地に住宅を再建するか否かにかかわらず支援するように改善していただきたい。「やむをえない場合」の運用を柔軟にしていきたい。

(4)世帯人数による支援額の格差をなくしていただきたい。

4. 宅地地盤の被害に対する復旧支援について（国土交通省）

液状化やがけ傾斜地・人工擁壁のき裂・崩落などにより、宅地地盤の被害はきわめて深刻です。宅地地盤の被害が団地全体に及んでいる地域もあります。自力での再建は困難であり、周辺の住宅及び各種の公的施設等に甚大な被害が生ずるおそれもあります。宅地地盤の復旧なしに住宅と生活の再建の見通しはたちません。つきまして、特例措置による宅地地盤被害の復旧への支援を要請します。

(1)住宅団地や集落、地域全体の地盤の調査と復旧という視点にたって、宅地地盤の復旧計画とその実施に公的な支援を講じていただきたい。液状化などによる平地の宅地地盤の復旧に、あらたな公的支援をたちあげていただきたい。

(2)公共土木施設の復旧工事を実施するにあたり、民地部分に影響を与える場合や民地部分を含めて復旧工事を行わなければならない場合などにおいては、民地部分の宅地も含めて柔軟に公的な復旧をはかっていただきたい。

(3)災害関連の緊急傾斜地崩落対策事業やがけ崩れ対策事業について

区域指定されていない自然地について、区域指定と復旧事業を同時並行ですすめられるようにしていただきたい。

被害が甚大で自力で復旧が困難な場合や二次被害などのおそれがある場合、人工擁壁であっても急傾斜地及びがけ崩れ対策事業を適用し復旧していただきたい。中山間地で発生した中越大震災と異なり、平野部でおきた中越沖地震の現状にかんがみ、事業適用要件を緩和し柔軟に対応していただきたい。

(4)「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業」を災害復旧にも適用し、その採択要件の緩和、国庫補助率の大幅引き上げで被災者負担が生じないようにしていただきたい。

(5)公共事業による宅地地盤復旧の対象外になった被災世帯をきめ細かに支援するため、新潟県が要請している「復興基金」創設にご尽力をいただきたい。

5. 商工業・商店街への支援、風評被害に対して（経済産業省）

(1)被災した中小企業・自営業者に対し、無利子・無担保、第三者保証なし、長期返済（据

え置き期間5年以上、返済期間15年以上)の融資制度を創設していただきたい。

- (2)制度融資はもちろんすべての金融機関が、中小企業・業者むけ貸付・融資の返済凍結(住宅ローンを含む)・返済条件の変更の相談に応じるよう要請・措置をとっていただきたい。その際必要な利子等の助成措置を講じるとともに、不良債権扱いされないようにされたい。被災にあった機械設備・店舗等のリース料支払い凍結の措置を要請していただきたい。
- (3)全壊・半壊の店舗や工場の再建への支援をしていただきたい。店舗・工場などの解体・撤去に対し支援策を講じていただきたい。
- (4)商店街全体の復旧・復興の視点にたって、公的な支援を講じていただきたい。アーケードや雁木などの復旧は、個々の商店負担とせず公的支援によって再生できるようにしていただきたい。
- (5)「風評被害」も災害による被害と位置づけ、長期、低利の融資を確保するなど、実態に即した支援を行っていただきたい。
- (6)能登半島地震に準じて「中越沖地震被災中小企業復興支援基金」を創設し、総合的できめ細かな中小企業・商店街の復興支援をしていただきたい。

6. 農業・農家支援について(農林水産省)

- (1)倒壊した農作業小屋の解体・撤去・収集・運搬費用に対して支援を行っていただきたい。あわせて、農作業小屋の倒壊により被害を受けたコンバイン、乾燥調整機などの農機具への支援を、集落営農を行っている農家に限らず、支援を行っていただきたい。
- (2)農業集落排水施設の復旧に対する補助率のかさ上げ措置をとっていただきたい。激甚指定に限らず、上越市についても同等の支援を行っていただきたい。
- (3)被災した農家に対し、無利子・無担保、第三者保証なし、長期据え置き・返済の融資制度を創設していただきたい。既存の融資の返済条件の変更の相談に応じるよう要請・措置をとっていただきたい。その際必要な利子等の助成措置を講じていただきたい。
- (4)来年の作付けに支障が生じないように、農地・用排水路などの復旧を急いでいただきたい。

7. 原子力発電所の対策について(経済産業省、内閣府)

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所 2 号機で設計時想定の 3.6 倍も上回る地震動(東西方向)が観測されたことをはじめ、1～7号機すべての原子炉建屋の基礎岩盤で、「およそ現実には起こりえない」と考えられた設計用の限界地震による加速度応答値を大幅に超える震動を受けるなど、原子力発電所の耐震設計の基礎が崩壊する事態となりました。昨年 9 月に改訂された「耐震設計審査指針」を、原子力施設全体について全面的に見直していただきたい。
- (2) 東京電力は、圧力容器の損傷を調査するため現在 1 号機で水中カメラを使った炉内の目視点検をおこない、今後全号機でおこなう予定でいます。住民の不安に 대응するためにも、東京電力まかせにせず、電力会社と切り離れた第三者による調査をおこなうとともに、結果を国民に公表していただきたい。
- (3) 3 号機の変圧器火災や放射能もれに対する迷走した東京電力の対応が、風評被害の大きな原因となりました。県内の観光地や農産物等の風評被害に対して適切な補償を東京電力がおこなうよう指導していただきたい。
- (4) 敷地内で発生した火災に対する消防体制の不備、緊急対策室の使用不能、地域への情報提供の遅れなど危機管理に対する問題が明らかになりました。危機管理体制の構築に対する国の指導・監督を強化するとともに、地域住民に対して迅速かつ正確な情報提供ができる体制を構築・強化していただきたい。
- (5) 原子力発電の安全性を確保する原子力安全・保安院の経済産業省からの分離・独立を早期に実施していただきたい。
- (6) 新潟県から兵庫県神戸市にかけて幅約 50～200 キロの範囲は、“ひずみ集中帯”として活発な地殻変動が指摘されています。この地域は、柏崎刈羽原子力発電所の地盤と重なることから、「地震の巣」の徹底した解明を政府の責任ですすめていただきたい。

8. 「復興基金」創設と地方財政対策について(総務省)

- (1) 中越大震災の「復興基金」は、行政を補完し、きめ細かな被災者の自立と地域復興に大きな役割をはたしています。中越沖地震に対しても、早期に「復興基金」が創設できるよう地方債発行と基金運営に関する財政支援を行っていただきたい。
- (2) 被災者支援や復旧事業など、新潟県と市町村の財政需要額を的確に把握し、財政運営に支障をきたさないようにしていただきたい。既存の特別交付税総額で不足する場合は、加算措置も含めて必要な財源を確保していただきたい。
- (3) 中越沖地震での被災自治体は、中越大震災につづく被災です。特別の財政支援措置を

講じていただきたい。

以 上